

平成30年度事業計画

I はじめに

1. 司法書士の社会的使命と役割

平成14年司法書士法改正により、登記業務及び書類作成業務を中核としていた司法書士の業務範囲は拡大し、簡易裁判所の代理権を付与されたことにより、社会的な活動領域はさらに伸張した。司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務は、めざましい発展を遂げた。司法アクセス障害の解消という目的のために、我々司法書士は、市民のために何が出来るかということを探し、活動してきたが、少子・超高齢社会の訪れとともに、社会から期待される職能となってきた。近年では、市民だけではなく、国や行政からも司法書士に対する大きな期待感が寄せられている。そのひとつが、相続人の調査であり、空き家問題への関与の要請であろう。これらの活動は、もちろん司法書士自身が地道な社会活動をしてきた結果のひとつであるが、司法書士一人ひとりが、その社会的役割を担うとの意識の基に重ねられた努力の結果だと思いたい。

しかしながら、新聞報道されていない事案も含め、司法書士の不適正な執務による不祥事等はいまだに発生しており、市民からの苦情は絶えず本会に寄せられている。このような状況に対しては、会員一人ひとりが自覚をもって対処すべきであるが、ここ十数年の本会の状況は、大きな変化は見られず、司法書士個人の自覚をもってしても、その限界にあるのではないかと思える。

この限界にあるという現象とは、研修の単位未取得状況であり、会費の滞納者が一向に減らないことであり、会務に関する帰属意識の低下である。特に会務に関する帰属意識の低下は、本会の役員や委員に就任している会員の異動がほとんどないことに現れている。さらに、一度も会務に参加せずに退会していく若い会員も多く見られる。

就任以来、研修における会長挨拶などで可能な限り最新情報の提供をしてきたが、残念ながらこれらの声は、会務に参加をしていない会員で、研修にも参加されない会員に対しては、全く届いていない。

もちろん、会務への参加は自主的なものであり、強制ではない。しかし、会務に参加することにより、司法書士に関する情報を得られる機会は増えることになる。また、せめて研修を受講していれば、司法書士に関する最新情報に接する機会に恵まれることもあるであろう。

最近の司法書士を取り巻く環境は、大変厳しいものがあり、とくに、政府によるデジタルガバメントの実現に向けた施策には、司法書士の業務が対象になっている。これらの状況は、全て省庁等のホームページで公表されているので、これから司法書士に訪れるであろう「厳しい寒波」に耐えるための準備をして頂きたいと願っている。

司法書士制度が社会から信頼される制度として強固なものとなるためには、司法書士が、今一度その社会的意義と使命に立ち返り、法律専門家としての「社会的公共性」と「社会的責任」を再認識しなければならない。そのためには、会員が適正かつ信頼性の高い執務を安定的に提供していくための環境整備と執務指導をしていく必要がある。

司法書士制度を発展・維持していくためには、司法書士の役割・活動・使命をはじめ、社会に信頼される将来像をイメージするためにも、今一度、会員が自らの原点回帰を図ることが重要であり。そのためにも、司法書士会が行ういろいろな事業や改革に対し、それぞれの立場で意見を表明し、積極的に、自らの手で未来を切り拓いてもらいたいと願っている。われわれは

「身近なくらしの中の法律家」として、国民の権利保護のために法的問題の予防と解決に必要な法的サービスをより充実させていかなければならない。そのために必要な制度は創設し、維持・発展させていくことが重要であり、将来の司法書士制度のために、様々な要素を充実させ、そのための費用を準備していく必要がある。会員は、司法書士会のために何が出来るのか、真剣に考え、そしてそれを実行していただきたいと願っている。その結果、司法書士会が社会に対し責任と役割を果たしていけると考えている。

2 強い司法書士と強い司法書士会を目指す

司法書士の強さとは、「身近なくらしの中の法律家」を目指すことではないだろうか。その強さを身につけるためには、法令と実務に精通しているべきであろう。毎日の日常業務の中で、市民の信頼に応えることができる業務を遂行することを心がけ、市民の法的ニーズを満足して初めて、この目指す目標が達成できると思われる。

一方では、司法書士の不誠実な業務を早期に発見し、不祥事発生の防止のため、苦情窓口をより一層整備し、適正・迅速な苦情処理と会員指導に努めなければならない。自浄能力が働く組織創りを一層進めていかなければならない。

また、支部組織・関連団体等との情報・意見交換を通じ、相互理解を深め、組織の活性化を進めていくことが必要である。そのためには、会務やその他の組織への参加を呼びかけ、積極的な意欲を持った会員が活動しやすい環境作りを図っていききたい。

われわれの活動の拠点となる司法書士会館を守ることは、司法書士会及び関連団体が、安心して継続的な活動をしていくために必要不可欠である。そのためには、会館の修繕工事・建て替え計画を検討し、将来に亘って、司法書士会とその関連団体の活動維持に必要な措置を、今から検討していく必要がある。

司法書士業務の多様化に伴い、幅広い専門知識の習得、高い倫理意識と品位保持の徹底が求められており、司法書士一人ひとりがそれに応え得る能力を発揮できるよう、また、法改正などの新しい知識を身につけるための研修会の開催と、新入会員の他士業者との連携に繋がる企画を実行していく。個々の会員に関する様々な情報について発信し、市民が各個人のニーズにあった司法書士にアクセスできる方策を検討し実施していく。

3. 刻々と変化し続ける社会構造に対応するために

北海道における人口は、1995年には約570万人いたが、その後は減少に転じ約538万人（2015年国勢調査）となり、2010年から2015年までの5年間に、2.3%（124,686人）減となっている。地域別では、地方部では10%を超える減少率の市町村がある一方で、札幌市では2.1%増となっている。北海道内においても全国の傾向と同じで「都市部の人口は増加し、地方の人口は減少する」という地域間格差の傾向が顕著にあらわれており、札幌一極集中の加速も大きな問題となりつつあり、このままでは、経済や暮らしに深刻な影響を受ける地域が出ることになる。司法過疎が進むと、その地域の法的サービスが低下する懸念があり、人口とともに法律専門家が増えている札幌支部の会員が、地方支部を支えていく姿勢が重要視される。当会では、地方支部を支援するための方策を検討しており、会員の一層の協力を求めていく。

また、65歳以上の高齢人口は、2040年には、40.7%まで上昇すると予測されており、ますます高齢者への支援の必要性が増加していくことになる。また、新たな問題として、所有者不明土地問題が顕在化し、さらに空き家問題など国民の生活や権利保全に大きな影響がある課題が山積している。社会の様々な変化に対応し、地域社会において法律家団体としての

役割を果たすため、あらゆる事業を積極的に展開していく必要がある。もちろん、時代に合わなくなった事業は発展的消滅を含めた検討をしていく必要がある一方、現在ある事業においても集約化または効率化などを実現していかなければならない。

司法書士が、市民との関係性を維持していくためにも相談事業・社会問題対策事業・裁判外紛争解決手続などを展開していく必要があり、それが司法書士制度の広報事業の側面を有している。また、司法書士を最初に選択する相談相手であることをより定着させるためには、制度広報や法教育の実践による事業展開が重要となる。会員の参加と理解を要請したい。

4 危機管理と災害時における対応力の強化

世界有数の地震国である日本においては、常に大災害に備える準備をしておかなくてはならない。その準備は、当会およびその周辺地域に災害が生じた場合と、その他の地域において災害が生じたが生じた場合とは区別して対応する必要がある。

当会およびその周辺地域に災害が生じた場合は、事務局職員の安全の確保とともに、事務局運営のための備えが必要となる。さらに、会員の安否確認などの作業が円滑に行われるための準備が必要となり、そのための対応力を強化していく必要がある。

その他の地域において、災害が生じた場合は、上記の場合も含めて、地域住民のために適切な相談支援活動ができるための準備をする必要がある。

現在、当会は、日司連及び被災会と連携し、時間の経過とともに変化していく被災地のニーズに応じた支援を継続している。東日本大震災の被災地においては、復旧・復興が少しずつ進む一方、今のなお多くの人々が住み慣れた故郷を離れた地域での生活や仮設住宅での不自由な避難生活を余儀なくされている。仮設住宅から移転しても、その後の生活において、様々な問題を抱えている被災者がいることも判明しており、引き続き継続して支援をしていく。

II 事業計画策定における基本指針

以下の事業を推進していくことを基本指針とし、個別事業を実施する。

- 1 司法書士による司法サービス拡充のための事業
- 2 司法書士業務の発展に関する事業
- 3 社会への貢献事業
- 4 広報事業
- 5 会員の執務と会務運営に関する事業
- 6 他団体・機関との連携・交流・協議に関する事業
7. 研修事業

III 個別事業

1. 司法書士による司法サービスの拡充のための事業

1-1 市民のための相談窓口になるために、以下の相談事業を展開し、相談員の派遣し、相談員の質的向上を図るための研修会等の企画・実施をし、必要な広報事業と関連団体との

協議を行う。

- (1) 総合相談センターの管理・運営
- (2) 電話相談センター「司法書士困りごとほっとライン」の運営
- (3) なのはな相談センターの運営
- (4) 夕張相談センターの運営
- (5) 法テラス対応電話相談センターの管理・運営
- (6) 札幌市役所・区役所・恵庭市役所への相談員派遣事業の運営
- (7) 法務局その他団体主催の相談会への相談員の派遣
- (8) 各種相談会の企画及び実施
- (9) 相談センターを広報するための施策の検討及び実施
- (10) 天塩町巡回法律相談（北海道ブロック協議会の事業）の支援

札幌法務局と協働して、登記手続きの円滑な運営と市民のニーズにこたえるために、本局内の「きけるっしょ」を下記のとおり運営し、司法書士の制度広報を行う。

- (1) 運用指針の検討及び相談員向けマニュアルの改訂
- (2) 相談ブース内の書籍・備品・ひな形等の整備、管理
- (3) 相談員の募集、名簿登録、名簿管理及び相談担当割り
- (4) 相談員向け情報交換会及び勉強会の企画、実施
- (5) 広報活動
- (6) 法務局との連絡、協議

相続未登記問題に対応するため、相続人調査・相続登記申請を促進するための相談会等の事業を行う。

- (1) 相続未登記問題の広報活動および相続人調査に関する活動
- (2) 地方自治体への相続未登記問題に関する広報活動、相続登記促進への支援事業
- (3) 地方自治体職員への相続未登記問題に関する勉強会等の企画、実施、相談会の実施
- (4) 法定相続情報証明制度に関する情報収集、利用促進、情報提供
- (5) 法務局、土地家屋調査士会等関連団体との協議、連携、実施

1-2 ADR関連事業

市民への訴訟手続きによらない紛争解決方法の提供とその実施を行う。また、ADRセンター発展のため、制度及び運用の改善を検討し、手続実施者養成トレーニングのカリキュラムの変更を行う。

- (1) ADRセンターの運営
- (2) 手続実施者等のトレーニングの実施
- (3) 制度及び運用の検討、関連規程の変更、様式集・マニュアル等の改訂
- (4) 手続実施者養成トレーニングカリキュラムの検討及び変更

2. 司法書士業務の発展に関する事業

2-1 業務推進関連事業

- (1) 登記を活用する提案型業務として、民事信託の業務モデルを策定し、会員向けの情報

提供及び市民向けの広報活動等を実施する。

- (2) 遺言執行業務の研究を進め、遺言書作成に関するセミナー・相談会を実施する。
- (3) 司法書士法施行規則第31条業務に関して、司法書士による財産管理業務について研究、会員への情報提供及び広報を行う。
- (4) 簡裁訴訟代理関係業務の推進に向けて、会員への情報提供及び民事裁判手続のIT化や社会変化に伴う司法書士の事件関与のあり方などに関する調査研究を行う。

2-2 企業法務関連事業

- (1) 商業法人登記・企業法務全般に関する研究を行い、会員に対してメールやホームページを利用した情報提供を行う。
- (2) 研修所と連携し、会社法・商業法人登記・企業法務・事業承継に係る研修会等を企画する。
- (3) 事業承継を中心とする中小企業支援に関する施策として、以下の施策を実施する。
 - ① 税理士との合同勉強会を開催し、その中で、司法書士が行う提案型の事業承継業務を検討研究する。
 - ② 札幌近郊の経営者団体（青年会議所、商工会議所、中小企業家同友会等）において、経営者及び経営者の後継者を対象として、事業承継セミナーを開催する等、中小企業支援に繋がる情報提供を行う。
- (4) 北海道地域課題対策ネットワークを構成する各団体との情報交換・意見交換を活発化させ、また、同ネットワークが開催する経営相談会等へ委員を派遣し有益な情報提供に取り組む。
- (5) 昨年度に引き続き、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターへの相談員を派遣する。
- (6) 企業法務に係る各種研修会等（日司連や他の単位会が主催するものを含む）へ積極的に委員を派遣して情報収集を進め、当会における研修会等で会員に対して情報提供を行う。
- (7) 札幌近郊の経営者団体（青年会議所、商工会議所、中小企業家同友会等）との連携について検討研究する。
- (8) 司法書士による企業法務支援の取り組みを伝える広報ツールとして、「中小企業経営のための豆知識」を作成・定期配信し、会員が中小企業経営者向けに活用できるようにする。
- (9) 当委員会所属委員（全員）が中小企業総合支援センターにおける事業承継アドバイザーに登録することを通して、中小企業の事業承継に関する相談・アドバイスを積極的に行える体制を整えると共に、同じく事業承継アドバイザー登録をしている他土業・専門家との横連携・ネットワーク構築を図る

2-3 法改正等対策関連事業

- (1) 司法書士法、民法、不動産登記法などの改正に関し、必要な検討を行う。日司連からの諮問や意見照会、各省庁のパブリックコメントへの対応を行う。

3. 社会への貢献事業

司法書士の専門性を活かして、時代の要請に応じた社会問題などに対応する事業活動を行う。司法書士の専門的知見を活用し、周辺業務の領域において、活動範囲を拡張するために事業を行う。

3-1 社会問題・消費者問題対策関連事業

- (1) 貧困問題・犯罪被害者支援・消費者被害対策・自死対策・自死遺族支援・LGBT 支援等社会問題・消費者問題に関する情報の収集・対策の検討実施・情報発信
- (2) 社会問題・消費者問題に関する研修の企画・勉強会の実施・シンポジウムの開催
- (3) 社会問題・消費者問題解消のための各種法律相談会の開催
- (4) 社会問題・消費者問題にかかる関係機関・団体との連携・協働・相談員派遣
- (5) 広報誌「きりばたけ通信」の発行

3-2 法教育関連事業

- (1) 小学生向け、青少年向け、社会人向けの各法律教室の企画、実施
- (2) 学校・教育関係者等との勉強会・情報交換会等の企画、実施
- (3) 一般市民、学校・教育関係者等に対する広報・啓発活動、当会ホームページによる事業の広報並びに実施報告
- (4) 講師養成のための研修会等の実施、情報交換を目的とした報告会の実施
- (5) 研修会等への委員の派遣等による情報収集、他団体等との情報交換

3-3 増加する空き家等に関する問題に対応するために、関連情報の収集を行い、関係機関との連携・司法書士の派遣を行い、会員に対して研修会を実施し、市民のために相談会を開催する。

3-4 東日本大震災被災地支援事業として、被災地への相談員の派遣・道内地域在住の避難者への支援を行う。災害対策事業として、当会管轄内及びその周辺地域で地震・台風被害・などの災害が発生した場合の現場調査と提言を行い、必要に応じて相談会の開催・相談員の派遣事業を行う。相談活動に必要な用具等の確保と災害時における必要な備品の確保を行う。

4. 広報事業

4-1 対外広報事業

- (1) ウェブサイト、ポスター、リーフレット及び動画広告等を活用した広報活動
- (2) 広報誌「コロポックル」の発行及びこれを活用した広報活動
- (3) 司法書士の日記念事業の実施
- (4) 小学生向け職業体験イベント等を通じた司法書士制度の広報
- (5) 札幌司法書士会の各種事業及び司法書士制度等に関するプレスリリースの実施
- (6) マスコミとのパイプ作りによる効果的な広報活動の検討

5. 会員の執務と会務運営に関する事業

5-1 会員の執務、会務運営についての連絡調整

- (1) 月報・HP・メール等を活用した情報提供
- (2) 会費納入に係る口座振替制度の導入と普及促進
- (3) 会員名簿の作成と選択のための市民への会員情報の提供

5-2 会員の品位保持・適正な業務遂行のための連絡・指導

市民のニーズに十分に答えるためには、専門的能力の研鑽はもちろん法律家としての総合的な対応力が求められている。そのため、今一度司法書士としての品位とは何かということの理解を深め、適法な業務遂行に努めなければならない。会費の納入、業務報告書の期限までの提出、会員証の更新・事件管理・報酬基準の明示等を適正に行わなければならない。以上の観点から、会員が適正な業務を遂行するための連絡、指導を行っていく。

- (1) 市民から司法書士への苦情に対応するため市民窓口を運営する。
- (2) 会員の品位保持のための連絡・指導、必要な場合は注意勧告、紛議調停を行う。

5-3 その他

- (1) 各種登録、届出業務
- (2) 選挙関係事務、危機管理対応
- (3) 情報公開、個人情報保護への対応
- (4) 司法書士試験合格者向け情報提供
- (5) 非司関連情報取扱等関係事務
- (6) 研修単位未取得者に対する指導のための処理基準の検討
- (7) 相続人調査委託業務に関する情報収集と対応の検討

6. 他団体・機関との連携・交流・協議に関する事業

- 6-1 法務局、簡易裁判所、法テラスなどの関係諸機関との連絡調整・連携を行い、会員に必要な情報提供を行う。
- 6-2 自治体その他の機関、資格者団体（六士会・不動産関係団体協議会・四士業連絡協議会）等との協議・情報交換等を行う。必要に応じてイベント等に参加する。
- 6-3 関連団体（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部・札幌司法書士協同組合・札幌司法書士政治連盟・札幌青年司法書士会）との情報交換等を必要に応じて行う。

7. 研修事業

7-1 平成30年度基本指針

「国民の権利保護にふさわしい法律家としての職能の確立・育成を目指した会員研

修・新人研修事業を実施する」との平成29年度事業計画の基本的指針を踏襲し、司法書士の基幹業務に関する実務処理能力について高水準での均質性の確保を図るとともに、司法書士職能の将来を見据える視点を堅持することにより、研修事業が会員のさらなる資質向上の礎となることを平成30年度の基本指針とする。

7-2 研修目標

上記基本指針に基づいて以下のとおりの研修目標を設定し、具体的研修事業を企画立案・実施する。

7-2-1 会員研修事業

- (1) 高い信頼性を伴う実務能力の担保に資する実践的な研修
- (2) 国民の権利の保全の担い手としての職能制度の確立に寄与する研修
- (3) 法律家としてふさわしい司法書士倫理の浸透と確立を図る研修
- (4) 時代の要請に適時適切に応え得る司法書士職能を育成する研修

7-2-2 新人研修事業

- (1) 実務家司法書士を養成することを目標とした実効性ある配属研修の実施
- (2) 責任ある執務姿勢や業務処理能力の向上を目指した新入会員研修プログラム（概ね登録後3年内の新入会員を対象とする）の実施

7-3 研修事業計画

7-3-1 会員研修事業

会員研修については、上記基本指針に基づく研修目標に従って、会員の業務処理能力の均質性を確保するとともに、多様化した各分野の業務への対応及び専門性のさらなる向上を目指して、下記のと通りの研修事業を実施する。なお、研修の企画に際しては、業務範囲の実質的拡充を目指す本会事業にも着目し、合理的な範囲においてその推進を下支えする実践的視点を維持する。

- (1) 司法書士の基幹業務である登記手続に関する業務について、会員の業務処理の基礎的能力の均質性を確保しながら、より高次の業務処理能力を身に着けることに資する研修を実施する。
- (2) 司法書士の業務範囲を精査検討する本会各対策部・委員会の事業目標やその成果に着目して、そのために身に着けておくべき知識や実践的処理能力を習得する視点に立った研修を実施する。
- (3) 簡裁訴訟代理業務を始めとする裁判関係業務等、多様化・専門化した分野における業務処理能力の向上に資する研修を実施する。
- (4) 広範囲にわたる多様化・専門化した業務分野の法律実務を取り扱う職能たる司法書士が、法律実務家として身に着けておくべき倫理観や執務姿勢等に視点を当てた研修を実施する。
- (5) 近年予定される法改正へ対応するための研修を実施する。
- (6) 研修情報紙「研修所レター」を継続して発刊し、研修の開催予定や実施状況等の情報を適時に発信する。
- (7) 会員の研修単位取得率の低迷が続いている現状を踏まえ、実施時期や分野のバランスを考慮して研修を企画立案する努力をするとともに、研修単位に関する情

報を会員に提供する等、研修単位取得率の向上を目指す方策を引き続き検討実施していく。

(8) 会員の研修受講機会の確保に役立てるため、26年度から採用している同時配信方式による研修受講体制の維持拡充に努める。

(9) 今年度も大学教授等の研究者との交流等を通じて、司法書士業務に関わる法領域の研究ならびに情報交換等を行うことで、司法書士職能の社会に対する新しい役割の発掘、ノウハウの蓄積、能力開発及び人材育成等へとつなげていきたい。

7-3-2 新人研修事業

新人研修については、実効性ある配属研修を実施するとともに、業務関係書類の取り扱いについての基本的知識を確認する研修をはじめ、配属研修生の必要に応じた補完的な研修もその実施を検討する。

また、概ね登録後3年内の業務経験の浅い新入会員に対して、業務上の対応力や倫理観の醸成を目指して、27年度以降実施している日司連新入会員研修プログラムの教材を活用した研修を実施する。